

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する免除することができる令和元年度分の通信制受講料の額を定める規則をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する免除することができる令和元年度分の通信制受講料の額を定める規則

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第37号）附則第2項に規定する免除することができる令和元年度分の通信制受講料の額は、次の各号により計算した額を合算した額（その額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- (1) 令和元年度の後期に履修することとして受講を許可された科目（次号に規定する科目を除く。）に係る免除の額 190円に当該科目に係る単位の数を乗じて得た額
- (2) 令和元年度の前期及び後期を通じて履修することとして受講を許可された科目に係る免除の額 190円を受講許可を受けた日の属する月から起算して令和2年3月までの月数で除して得た額に6を乗じて得た額に、当該科目に係る単位の数を乗じて得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。